

半田市水道事業工事負担金要綱

(目的)

第1条 この要綱は、半田市水道事業給水条例第5条に基づく給水装置の新設及び改造（以下「新設等」という。）の申込みに対し、公道に配水管（口径50ミリメートル以上）を新設又は改良する場合の費用の一部を、工事負担金として申込者から徴収するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 工事負担金は、市内全域における新設等の申込みに対し、その地域の将来に備え配水管の新設又は改良をする必要があると認めた場合に徴収する。

(算定基準)

第3条 前条の規定により徴収する工事負担金は、次に掲げるところにより算定した額とする。

- (1) 一般家庭用（メーター口径25ミリメートル以下で一戸建て住宅）に供するもので、本市が決定した口径で積算した配水管布設工事費の布設延長が、50メートルまでは市が全額負担し、50メートルを超え 100メートルまでは10分の3の額、100メートルを超える部分は全額を申込者の負担とする。
- (2) 前号以外に供するもので、本市が決定した口径で積算した配水管布設工事費の布設延長が、50メートルまでは10分の5の額、50メートルを超え 100メートルまでは10分の7の額、100メートルを超える部分は全額を申込者の負担とする。
- (3) 前2号で積算した金額が、その申込みに対する必要口径で積算した金額より高くなる場合は同等以下になるよう減額することができる。

(減額又は免除)

第4条 公益上その他特別な理由があり、特に市長が必要と認めた場合は、工事負担金の減額又は免除することができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて市長が定める。

附 則

この要綱は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年6月1日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行し、平成15年4月1日から適用する。